

第六次猪名川町行政改革大綱

猪 名 川 町
令和4年3月

目 次

| | |
|-----------------------|------------|
| 序 章 行政改革大綱の策定にあたって | ・・・・・・・・ 1 |
| 第1章 社会情勢の変化と本町を取り巻く環境 | ・・・・・・・・ 2 |
| 1. 人口減少と少子高齢化の進行 | |
| 2. 地方分権の進展 | |
| 3. 住民参画の拡大と協働の取組の進展 | |
| 第2章 行政改革の推進体制 | ・・・・・・・・ 3 |
| 1. 推進機関 | |
| 2. 推進体制 | |
| 第3章 行政改革推進項目 | ・・・・・・・・ 4 |
| 1. 効率的・効果的な行政運営の推進 | |
| 2. 持続可能な財政運営の確立 | |
| 3. 参画と協働によるまちづくりの推進 | |
| 4. 適応力のある組織体制の構築と人材育成 | |

序 章 行政改革大綱の策定にあたって

本町では、昭和60年から5次にわたり行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しや指定管理者制度の活用等を行い、行政改革を積極的に推進するとともに、財政運営においても人件費削減や起債抑制など、経常経費の削減に努め、効率的効果的な行政運営の推進を進めてきました。

しかし、人口の減少や地価下落などにより、町税の増加は期待できない中、公共施設の老朽化による投資的経費や高齢化の進行による社会保障経費の増加が見込まれ、本町の財政状況は今後も更に厳しさを増すことが予測されます。

このような状況は全国的な課題であることから、国においては、人口の減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、まち・ひと・しごと創生法案が成立しました。

本町においても、少子高齢化の進行や住民ニーズの多様化など、本町を取り巻く社会情勢は刻々と変化していることから、これらに迅速かつ的確に対応し、将来にわたり安全で安心したまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、住民と行政との協働によるまちづくりを進めるとともに、より一層効率的、効果的な行政運営を推進していく必要があります。また、行政改革は不断に取り組むべき課題であり、改革にあたっては職員一人一人の自覚と全庁的な取り組みが必要です。

こうしたことから、第五次行政改革大綱の取組の成果と課題を踏まえ、より一層の行政改革を推進するため、第六次猪名川町行政改革大綱を策定するものです。

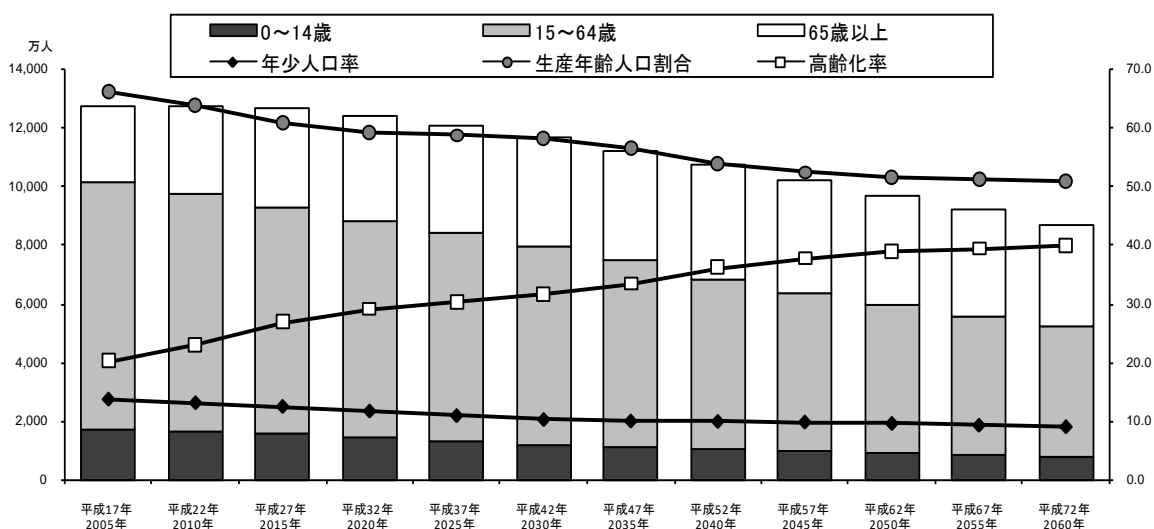
第1章 社会情勢の変化と本町を取り巻く環境

1. 人口減少と少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所による推計（平成24年1月）によると、今後、日本の人口減少は一層進み、2048年には1億人を割るまでに減少が見込まれています。本町においても2010年をピークに減少傾向となり、近年はニュータウン内への新たな転入者が見られるものの、今後、人口増加は期待できない状況となっています。また、全国的に少子高齢化が進行する中で、我が国の高齢化率は25%を超えており、4人に1人が65歳以上の高齢者となりました。

人口減少及び少子高齢化の進行により、年金、医療などの社会保障費の増大や税収の減少などにより、財政状況の悪化が予測されるなど、多方面にわたる影響が考えられ、対応が求められます。

■日本の将来推計人口



資料：日本の将来推計人口（平成24年1月推計）国立社会保障・人口問題研究所

2. 地方分権の進展

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため関係法律の整備に関する法律」の施行により、国から地方公共団体への事務・権限の委譲等が推進され、地方分権の流れは加速しています。地方分権の推進により、町の役割と責任が増大するとともに、「地域発」の取り組みがこれまで以上に期待されています。

3. 住民参画の拡大と協働の取組の進展

近年、社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化等により、NPO法人の認証数が増加し、災害時等のボランティア活動も広がっています。こうした状況を背景に、従来行政が担ってきた範囲において、新しい公共としての役割をNPO法人、ボランティア団体等が担い、住民参画の拡大及び協働の取り組みが進んでいます。本町においては、各地域におけるまちづくり協議会の組織や活動が定着し、地域における課題解決に向けた取り組みや、住民同士のつながりづくりが行われており、今後も参画と協働を一層進めていく必要があります。

第2章 行政改革の推進体制

1. 推進期間

本大綱の推進期間は平成27年度から令和4年度までの8年間とします。

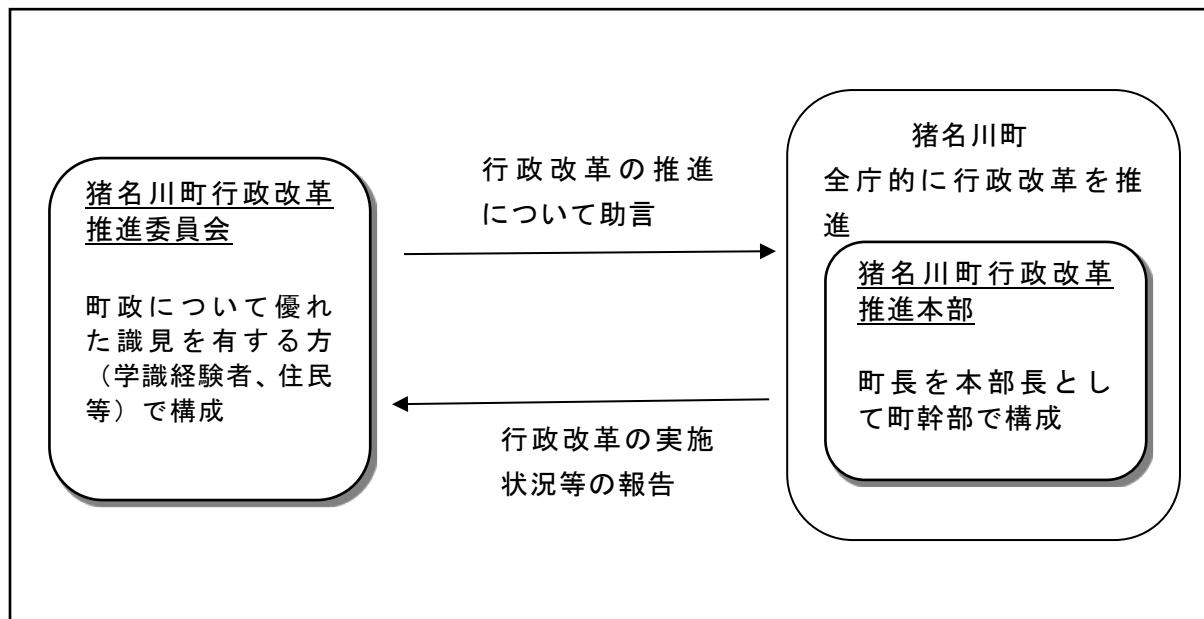
2. 推進体制

(1) 猪名川町行政改革推進本部

町長を本部長とした猪名川町行政改革推進本部を中心として、行政改革の推進を行い、全庁的な行政改革に取り組みます。

(2) 猪名川町行政改革推進委員会

町政について優れた識見を有する方等で組織された「猪名川町行政改革推進委員会」に対して行政改革の実施状況等を報告するとともに、行政改革の推進に関する意見を求めます。



行政改革の推進体制図

第3章 行政改革推進項目

1. 効率的・効果的な行政運営の推進

地方分権の推進により、町の役割と責任が増大するなか、地方公共団体が単独ですべての行政サービスを担うことがより難しくなることから、近隣市町と広域的な連携を図ります。また、飛躍的に発展している情報通信技術を積極的に活用し、効率的で効果的な行政サービスを推進します。

2. 持続可能な財政運営の確立

少子・高齢化の進展により税収の増加が見込めない中、安定した行政サービスを提供するため、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用していきます。

また、現存する資産の有効活用を図るとともに、保有財産の売却等も含めた資産の適正管理に努めます。

3. 参画と協働によるまちづくりの推進

地域コミュニティの活性化を推進し、コミュニティ単位の助成制度などにより協働を実践していく取り組みを継続的に支援するとともに住民と行政との協働の取り組みを推進します。また、住民、自治組織やボランティア、NPO等のまちづくりへの参画と協働を促進するために、グループ、団体や人材の育成を図り、活動の機会を創出します。

4. 適応力のある組織体制の構築と人材育成

激しく変化する社会経済情勢や、新しい住民ニーズに対応できる職員を育成するため、積極的に職員研修等を実施し、適応力のある職員の育成に努めます。また、職員の年齢構成の不均衡による行政サービスの低下を招かないよう、定員適正化計画を策定して中長期的な視点で職員数の目標を定め、効率的効果的な職員配置や人材の有効活用を図り適正な人事管理を行います。